

1. 件名：検査制度見直しに関する関西電力株式会社との試運用に関する面談

2. 日時：令和2年2月19日（水）13：40～13：55

3. 場所：原子力規制庁2階会議室B

4. 出席者

原子力規制庁

検査総括監督課 伊藤課長補佐

実用炉監視部門 武岡主任監視指導官

核燃料施設等監視部門 北村主任監視指導官

システム安全研究部門 椋島主任技術研究調査官

火災対策室 大嶋室長、北嶋室長補佐、日野原子力規制専門員

関西電力株式会社

原子力事業本部 保修管理グループマネージャー他7名

5. 要旨

(1) 9月9日～9月27日に関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）大飯発電所で「火災防護（3年）」に係る検査ガイドのチーム検査の試運用を行ったことから、原子力規制庁と関西電力とで、配布資料（1）の事業者意見も踏まえ、当該試運用に関する意見交換を行った。

(2) 原子力規制庁からは、以下を伝えた。

・主な気付き事項として、3段式ケーブルトレイに蓋が付いていて、スプリンクラー設備の散水障害となることを指摘し、スクリーニングでは「緑」であることを伝えた。また、この検査への対応にあたっては、消火効果についてエビデンスを持った説明を行うこと、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第12条の分離要件（物理的・電氣的）にも配慮をすることを伝え、他プラントへの水平展開については、どうするのか質問した。

・スプリンクラー設備の作動方式について、許可の審査においては、予作動方式との説明であったが、工事計画認可の説明では、一部、手動方式にするとの説明がなされており、自動と手動では信頼性が大きく異なることを伝えた。ただし、手動方式においても、自動火災報知設備の受信盤の近くにスプリンクラー設備の作動手順を配置するなど信頼性を向上する工夫が見られた旨も伝えた。

(3) 関西電力からは、以下のコメントがあった。

- ・ 検査指摘事項として指摘のあったケーブルトレイに対する散水障害の件は、「緑」と認識している。また、これについては、他プラントでも対応を考えている。

(4) 検査指摘事項に対する処置の対応について

- ・ 関西電力からは、検査指摘事項に対する事業者側の処置対応として、今回の試運用における検査指摘事項は、「規制当局に対する対応不要」の事案に該当すると考え、是正処置の結果については、今後の原子力規制検査で確認いただくものと考えているとの意見が出された。
- ・ 原子力規制庁からは、一般論として、チーム検査の対応としては、スクリーニングを行うまでであり、「緑」判定であれば原子力規制検査で原子力規制事務所が中心に対応し、「白」以上の判定であれば本庁の検査部門が中心となり評価後の対応を行っていく旨を回答した。

## 6. 配布資料

(1) 試運用フェーズ2におけるコメントに対する扱いについて〔対象検査ガイド「BE1021 火災防護（3年）」〕（関西電力資料）